

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市朝来(中川)地域 (納座区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月21日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区農業者平均年齢は、71.5歳と高齢化しており、農業意欲はあっても体力的に農業従事困難者が年々増加し、さらには、その後継者は皆無に等しく、遊休農地のさらなる増加が懸念される。
 新たな作物を検討するが、高齢化とその労力及び機械化への投資等から困難であり、持続的な農地の活用には、ある程度機械化出来ている水稻作付の継続が妥当である。
 課題として、畦畔の除草作業が大きな負担となっており、軽減策を検討する必要がある。また、一部の耕区において「水利問題」を有しており、水利と関係のない畑作転用等を検討する必要もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要作物は、水稻であり、今後も継続していくが、課題である畦畔除草の負担について委託者に金銭的負担を求め、受託者の他労力に活用可能な資金に充てるなど受委託契約を当地区独自の施策として取り入れていく。
 また、将来的には、他地区の大規模農業者への委託や農地中間管理機構の活用を図り農地を維持管理していく。
 また、水利問題を有する耕区においては、当地区住民では体力的な面から成しえないが、他地区からの意欲ある耕作者によって特産品である「朝倉さんしょ」などへの転作を行い、遊休農地の抑止及び削減を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区の中山間地域等直接支払制度の対象農用地を中心に今後継続して農地利用、農地保全を行う農用地を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
大規模農業者等に担ってもらう体制(独自施策)を整えるための協議が必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用する基本方針のもとで、農地所有者の意向と調整を行いながら進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、昭和55年に圃場整備を実施しているが、今後については、直面した時点(予想される時点)で、その必要性について検討、協議を行うこととする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携しながら、他の経営体の招聘を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
省力化のため、各事業体の力を活用して負担軽減を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策(補修、点検等)を行う。
- ③農業者の負担軽減のため、スマート農業(ラジコン草刈り機など)の導入を図る。